

# 海の総合文化センターおよび 牟岐町内の社会体育施設の利用について

令和2年5月5日  
牟岐町教育委員会

牟岐町内の各施設の 5月7日(木)以降の利用については以下の通りといたします。

施設		利用の可否	期間
運動施設	町民(内妻)グラウンド 旧牟岐小学校グラウンド 旧牟岐小学校体育館 町民体育館	<b>利用可</b> ただし下記の条件を厳守すること <ul style="list-style-type: none"><li>・牟岐町民に限る</li><li>・総数10名以下</li><li>・利用者名簿の提出</li><li>・1時間30分以内</li></ul>	令和2年 5月7日(木) から
海の総合文化センター	大集会室 調理室 和室 会議室1および2 控室1および2 大ホール	<ul style="list-style-type: none"><li>・マスク等咳エチケットの徹底</li><li>・こまめな手洗い、消毒の徹底</li><li>・使用者間の距離をとること</li><li>・検温を実施すること</li><li>・換気を行うこと</li></ul> <b>※三密の回避の徹底</b>	

※今後の状況次第で変更がある場合もございます。予めご了承ください。

※利用条件を守っていない場合は、

- ・即時利用中止
- ・以降の利用禁止

等の措置をとらせていただきます。ご了承ください。